

医師法第十六条の八及び第十六条の九に規定する
厚生労働大臣から公益社団法人日本整形外科学会に対する意見及び要請

(医療提供体制の確保に重大な影響を与える可能性に関すること)

- 貴会はウェブサイトなど公開している専門研修プログラム整備基準を更新し、学会員以外の方も閲覧できるように公開すること。

(研修の機会確保に関すること)

- 地域枠医師や出産、育児等合理的な理由のある専攻医に対してカリキュラム制度を整備していることを専攻医に対して示し、カリキュラム制を用いた専攻医の数を毎年公開すること。